

# 令和元年 12月1日 施行

携帯電話の使用などにより「交通の危険」を生じさせると  
さらに厳しい処罰や処分を受けることになります！

対象は？

- ① 携帯電話などを手に持って通話し、事故などの「交通の危険」を生じさせた
  - ② 携帯電話などを手に持って画面を注視し、事故などの「交通の危険」を生じさせた
  - ③ カーナビやテレビなどの画面を注視し、事故などの「交通の危険」を生じさせた
- ※③の「カーナビやテレビなど」には、車載装置に限らず、車内に固定した携帯電話などの画像表示用装置を含みます。

「ながら運転」をして「交通の危険」を生じさせた場合＜携帯電話使用等（交通の危険）＞の罰則等

改正前は…

|     |                                                       |
|-----|-------------------------------------------------------|
| 罰 則 | 3か月以下の懲役 又は<br>5万円以下の罰金                               |
| 違反点 | 2点                                                    |
| 反則金 | 大型 12,000 円<br>普通 9,000 円<br>二輪 7,000 円<br>原付 6,000 円 |

厳罰化

改正後は…

|     |                      |
|-----|----------------------|
| 罰 則 | 1年以下の懲役 又は 30万円以下の罰金 |
| 違反点 | 6点（免許停止）             |
| 反則金 | なし（即、罰則適用）           |

1

罰則適用が免除される反則金の適用がなくなり、  
**罰則（懲役や罰金）が即、適用**されます！

「3か月以下の懲役」から「1年以下の懲役」に引き上げられ、また、罰金刑も「5万円以下の罰金」から「30万円以下の罰金」に引き上げられます。

※改正前は、反則金の納付をすれば罰則の適用が免除されますが、改正後は、反則金が無くなりますので、即、罰則が適用されます。

2

違反点が大幅に引き上げられ、  
**1回の違反で、免許停止**になります！

違反点が、2点から6点に引き上げられます。

ながら運転で1回でも交通の危険を生じた場合、「免許停止」の処分を受けることになります。

# 「ながら運転」の 罰則・違反点・反則金が強化されます！

運転中に携帯電話などを使用すると、  
罰則等によって、厳しく処罰・処分されます！

対象は？

- 1 携帯電話や無線、トランシーバーなどを手に持って通話した
- 2 携帯電話やスマホ、タブレット端末などを手に持って画面を注視した

※カーナビなどの画面の注視は禁止行為ですが、  
罰則等の適用は「交通の危険」を生じさせた場合に限ります。(右ページ参照)

## 「ながら運転」をした場合 < 携帯電話使用等 (保持) > の罰則等

### 改正前は…

|     |                                                      |
|-----|------------------------------------------------------|
| 罰 則 | 5 万円以下の罰金                                            |
| 違反点 | 1 点                                                  |
| 反則金 | 大型 7,000 円<br>普通 6,000 円<br>二輪 6,000 円<br>原付 5,000 円 |

厳  
罰  
化

### 改正後は…

|     |                                                          |
|-----|----------------------------------------------------------|
| 罰 則 | 6 か月以下の懲役 又は 10 万円以下の罰金                                  |
| 違反点 | 3 点                                                      |
| 反則金 | 大型 25,000 円<br>普通 18,000 円<br>二輪 15,000 円<br>原付 12,000 円 |

1

## 罰則に懲役刑 (6 か月以下の懲役) が新設されます！

改正前は、「5 万円以下の罰金」でしたが、改正後は、最高で「6 か月以下の懲役」又は「10 万円以下の罰金」に引き上げられます。

※所定の「反則金」を納付した場合、罰則の適用は免除されます。

2

## 反則金と違反点が大幅に引き上げられます！

違反点は、1 点から 3 点に引き上げられ、反則金も大幅に引き上げられます。

有料  
広告



行政書士吉田法務事務所  
誠実に！迅速に！

## 行政書士吉田法務事務所

- |          |          |           |          |
|----------|----------|-----------|----------|
| ■建設業許可申請 | ■運送業許可申請 | ■起業、許認可相談 | ■相続・遺言相談 |
| ■外国人就労相談 | ■各種法人設立  | ■農地転用許可申請 | ■在留許可申請  |

〒841-0204 三養基郡基山町宮浦 486-153 ( 9 : 00 ~ 19 : 00 日祝日休み )

お気軽にお問合せください！ TEL:0942-92-7067 <http://saga.blue>